

地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設及び医療法人制度の見直しについて(案)

I 地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設について

非営利新型法人(地域医療連携推進法人(仮称))については、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設けることとし、複数の医療法人等に関する統一的な事業実施方針を決定し、横の連携を強化することで、競争よりも協調を進めるとともに、グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネを有効に活用することで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保する。

1. 新型法人の法人格・名称

○ 法人格の考え方

- ・ 地域における医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、都道府県知事は、一般社団法人のうち一定の基準に適合すると認めるものを、新型法人として認定する。
- ・ なお、医療法人等を社員とする社団型を基本とし、財団型については社団型の実施状況等を見ながら検討する。

○ 名称の考え方

- ・ 名称については、例えば地域医療連携推進法人(仮称)が考えられるが、新型法人の趣旨を踏まえ、法制的な観点も含めて検討し、適切な名称とする。

2. 新型法人の事業地域範囲

○ 事業地域範囲の考え方

- ・ 事業地域範囲については、地域医療構想区域を基本として、地域において医療サービスを提供するのに適当な範囲を新型法人が定め、都道府県知事が認可する範囲とする。

3. 新型法人の参加法人の範囲

- ・ 参加法人の範囲については、事業地域範囲内における病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する複数の医療法人その他の非営利法人を参加法人とすることを必須とする。
- ・ それに加え、新型法人の定款の定めるところにより、地域包括ケアの推進のために、事業地域範囲内で介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業のみを行う非営利法人についても参加法人とすることができる。
- ・ 営利法人を参加法人・社員とすることは認めない。
- ・ 新型法人の事業地域範囲を越えて病院等を開設している法人についても、多様な非営利法人が参加できるよう、当該法人を参加法人とした上で、統一的な事業実施方針等の対象を当該地域の病院等に限る。
- ・ 社会福祉法人の参加の在り方については、現行の社会福祉法人制度や現在検討中の制度改革の内容と整合性を図る。

4. 新型法人の業務内容

(1) 統一的な事業実施方針の決定

- ・ 新型法人は、医療法人等の横の連携を強化し、競争よりも協調を進めることを目的としているため、複数の医療法人等における統一的な事業実施方針の決定を新型法人の主な業務とする。
- ・ 統一的な事業実施方針の内容としては、医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携に関する事項は必須とする。また、介護事業その他地

域包括ケアの推進に資する事業に関する事項を記載することも可能であるほか、共通業務・管理業務等に関する事項も含め、どのような事項を記載するかは各新型法人が決定する。

- ・ なお、医療計画において基準病床数制度を設けているが、参加法人の病院等の医療機能の分化・連携を推進する上で病床の再編が有効となる場合において、地域医療連携推進協議会（仮称）の協議を経る等により、医療計画上、当該病院等間の病床の融通を認める。

(2) その他の業務

○ 参加法人の共通業務や管理業務等の実施

- ・ 参加法人を含む新型法人全体の経営の効率化を図るため、新型法人全体における研修を含めたキャリアパスの構築、医薬品・医療機器の共同購入、参加法人への資金貸付等を実施できる。
- ・ 参加法人への資金貸付等については、貸付、債務保証及び出資を一定の範囲に限って認めるが、租税回避の手段となるような贈与については認めない。

○ 関連事業を行う株式会社・一般社団法人等への出資

- ・ 関連事業を行う株式会社への出資については、地域包括ケアを推進するため、新型法人の設立趣旨の達成に必要な範囲内にある関連事業を行う株式会社に対しては、新型法人側が意思決定を主導することを担保する観点から株式保有割合を例えば 100%にする等一定割合以上とすることを条件に出資できる。
- ・ 一般社団法人等への出資については、贈与とならない、基金に出資することを認める。
- ・ 当該出資の状況については、毎年度、都道府県知事に報告する。

○ 新型法人自身による病院等の経営

- ・ 新型法人自身による病院等の経営については、経営リスクや業務負荷があることから、新型法人の統一的な事業実施方針の決定等の業務に支障のない範囲内として知事が認可した場合に限り認める。

○ 参加法人の新型法人に対する支出

- ・ 参加法人においては、新型法人事務局の人件費、事務室の賃借料、社員総会の開催経費等のいわゆる本部経費を会費等として支出する。また、共同研修や共同購入等の共通事務にかかる経費については、業務委託として個別に委託料として支出する。

5. 新型法人のガバナンスの仕組み

○ 議決権の取扱い

- ・ 議決権については、原則として社員は各一個の議決権を有するが、定款で別段の定めをすることができる。この場合においても、
 - ・ 新型法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと
 - ・ 提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないことを要件とする。

○ 参加法人の統括方法等

- ・ 新型法人は参加法人を統括するが、参加法人の該当事業に係る予算等の重要事項についての関与の仕方としては、意見聴取・指導を行うという一定の関与の場合と、協議・承認を行うという強い関与の場合のどちらかにするかを事項ごとに選択できる。
- ・ 新型法人の意見聴取・指導又は協議・承認の対象となる事項は、参加法人の該当事業に係る予算、借入金、重要資産の処分、事業計画、定款(寄附行為)変更、合併及び解散に関する事項とするが、これらに加えて、各新型法人ごとの決定で対象事項(例えば役員の選任)を追加できる。

- ・ なお、一般の医療法人社団について、自然人のみならず法人も社員になることが可能であることを明確化する。この場合においても、営利法人は社員になれないものとする。

○ 参加法人の加入・脱退

- ・ 新型法人への加入は任意に可能とし、その手続については新型法人の定款等で定めることを可能とする。
- ・ 新型法人からの脱退については、貸付金の清算等を条件として、任意に可能とするが、新型法人の定款等で脱退手続を定めることも可能とする。新型法人の定款等で脱退手続を定めた場合でも、やむを得ない理由がある場合には脱退可能とする。

○ 新型法人の理事長要件

- ・ 新型法人の理事長については、複数の医療法人等を統括する新型法人の代表であることから、その業務の重要性に鑑み、すべて都道府県知事の認可を経る。

○ 地域医療連携推進協議会(仮称)の開催等

- ・ 地域関係者の意見を法人運営に反映するため、地域関係者で構成する地域医療連携推進協議会(仮称)を開催し、新型法人へ意見具申できる。新型法人はその意見を尊重するものとする。
- ・ 地域医療に関して設定した目標・貢献度等を基に、地域医療連携推進協議会(仮称)は、新型法人の設立目的が達成されているかを評価する。
- ・ 新型法人においては、地域関係者を理事に任命する。

6. 新型法人の非営利性の確保等

- 新型法人における剰余金の配当禁止・残余財産の帰属先の制限等
 - ・ 新型法人における剰余金の配当については、現行の医療法人制度と同様に禁止する。
 - ・ 新型法人の解散時の残余財産の帰属先については、現行の持分のない医療法人と同様に、国や地方公共団体等に限定する。
 - ・ 新型法人の役員及び社員には、営利法人の役職員を就任させない。

- 認可等の際の都道府県医療審議会からの意見聴取
 - ・ 新型法人に関し、都道府県知事の認可等が必要な案件については、医療計画等の関連計画との整合性を確保するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

7. 新型法人の透明性の確保

- ・ 参加法人の病院等は、新型法人に参加している旨を標記する。
- ・ 新型法人は、地域医療へ大きな影響を及ぼすことから、透明性を確保するため、公認会計士等による外部監査の実施やホームページ等における財務諸表の公告を義務付ける。
- ・ 参加法人を含む新型法人全体の財務諸表を作成することについては、統一的な運営に資するというメリットを踏まえ、会計基準が異なる多様な法人が参加することに伴う技術的な課題を整理しつつ検討する。

Ⅱ 医療法人制度の見直しについて

1. 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化について

医療法人については、健全かつ適切に業務運営を行うために、経営の透明性の確保及びガバナンスの強化が求められており、社会福祉法人等の他の法人類型の改革の動向を踏まえつつ、以下を含む必要な措置を講ずる。

(1) 医療法人の経営の透明性の確保

○ 会計基準の適用・外部監査の義務付け

- ・ 医療法人の経営の透明性の確保が必要であり、一定規模以上の医療法人に、会計基準の適用を義務付けるとともに公認会計士等による外部監査を義務付ける。具体的な会計基準については、平成26年2月に四病院団体協議会が作成した医療法人会計基準を基本に検討する。

○ 計算書類の公告の義務付け

- ・ 病院等の業務は国民皆保険の下で行われており、その経営の透明性を高める必要があることから、一定規模以上の医療法人に、計算書類の公告（官報公告又はインターネット上での公開）を義務付ける。

○ メディカルサービス法人との関係の報告

- ・ 医療法人といわゆるメディカルサービス法人との関係の透明化・適正化が必要かつ重要であることから、学校法人等と同様に、毎年度、当該法人との関係を都道府県知事に報告させる。

(2) 医療法人のガバナンスの強化

- 理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等
 - ・ 医療法人の理事会の設置・権限や役員を選任方法等を規定して明確化する。
 - ・ 医療法人の業務の執行は、理事長及び理事が担っているものであり、その責任は大きく、一般社団法人等と同様に、理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定して明確化する。

2. 医療法人の分割について

現在医療法人の分割は制度上できないが、他の法人類型と合わせて、分割計画書等を分割前の医療法人が作成した上で、都道府県知事の認可があれば医療法人を分割できることとする。

分割制度の対象としては、持分あり医療法人は既存の法人しか認めていないことから対象とせず、持分なし医療法人についてのみ認める。ただし、社会医療法人及び特定医療法人については対象外とする。

3. 社会医療法人の認定要件の見直し等について

社会医療法人については、地域の実情を踏まえた一定の認定要件を加えるとともに、取消時の救急医療等確保事業の継続に関する経過措置を設ける。